

再エネの長期電源化及び地域共生に 向けた制度的検討

令和4年11月9日
資源エネルギー庁

本日のご議論

- 本WGにおいては、第一回会合にて「ご議論頂きたい主要論点（例）」をお示しし、こうした論点について委員からご意見を頂いた後、第二回会合において関係団体からヒアリングを実施した。
- 本日は、前回会合における質問に対する関係団体の回答（本日の参考資料）等も踏まえて、主要論点に対する具体的な対応についてご議論頂きたい。

本日ご議論頂きたい検討項目①

事業実施段階	検討項目	個別論点
土地開発前	立地状況等に応じた 手続強化	○森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等における再エネ発電設備の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とすることなどを含め、どのような認定手続きの強化が有効か ○その際、促進区域への立地を誘導するため、温対法とどの様に連携していくか
土地開発後～ 運転開始後・ 運転中段階	違反状況の未然防止・ 早期解消措置の新設	○関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP 交付金）の交付を留保する措置などを含め、違反の未然防止や違反状況の早期改善を促す措置としてどのような措置が有効か ○措置発動要件である関係法令「違反」状況の把握や、迅速な措置の発動に向けて、どのように実効性をもたせるのか
運転中～ 適正廃棄	太陽電池出力増加時の 現行ルール見直し	○太陽電池の更新・増設時の現行ルールについて、国民負担増大を抑止しながらパネルの更新・増設を促す見直しをどのように行うか ○廃棄等費用積立金についてどのように取り扱うか ○関係法令遵守状況の再確認を含む適用要件をどのように設定するか

本日ご議論頂きたい検討項目②

事業実施段階	検討項目	個別論点
適正廃棄	大量廃棄に向けた計画的対応	○使用済太陽光パネル発生量のピークに合わせて計画的に対応できるよう、再エネ特措法の観点から、制度間の連携強化の手段として何が考えられるか ※本年7月から再エネ特措法上、廃棄等費用積立金制度が開始済み。
横断的事項	地域とのコミュニケーション要件化	○一定規模以上の発電設備の場合にはあらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど、地域の理解に向けた制度的措置についてどのように考えるか ○地域とのコミュニケーションを促進する中で自治体の役割はどう位置づけられるべきか ○環境影響評価法に基づく手続や温対法の促進区域制度における地域合意形成スキームとどのように連携を図るか
	事業譲渡の際の手續強化	○事業譲渡の際に必要な変更認定申請において、地域への周知の義務化などの手續の強化等をどのように考えるか ○その際、地域との対話・説明の方法やタイミングをどのように考えるべきか
	認定事業者の責任明確化	○適切な事業実施を担保するために、再エネ発電事業の委託・再委託の際の認定事業者の責任をどのように明確化するか
	関係法令遵守の徹底	○非FIT・非FIPの発電事業者や所在不明事業者も含めて、再エネ発電事業者に対する適正な規律をどのように徹底するか

※なお、「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」提言における速やかに対応すべき事項については、上表に記載がないものも含め、適時、本WGでも報告する。

今回の論点に関連する委員からの主なご意見①

(立地状況等に応じた手続強化)

- 適正な規律は、少なくとも合理的な範囲を超えた事業制約とならないように留意。
- 認定とそれに先行して必要となる許可等とをリンクさせることは、合理性がある一方、リンクさせることによる現実的影響も考える必要がある。
- 認定と許可等をリンクさせる制度の導入にあたっては、投資意欲や導入スピードへの負の影響が及ぶ可能性にも配慮しつつ、各電源の実情も踏まえて検討すべき。
- 関連法令の許認可の取得は、全法令ではなく、特に土地開発に関わる許認可取得が念頭に置かれていると理解。申請要件化した場合どこが一番問題になるのか分析が必要。
- 関係法令の許認可を取得すると事業予見性が高まり、資金調達のハードルも下がると考えるのが普通。

(地域とのコミュニケーション要件化)

- 電源種や規模に応じて必要となる現実的な対応が異なる。今後、具体的にどのような案件でどのようなコミュニケーションを促していくのか、事務局で提示してほしい。
- 自主的に適切なコミュニケーションを図っているのであれば、むしろ制度的に整備していくことは実質的な問題にはならないのでは。

今回の論点に関連する委員からの主なご意見②

(事業譲渡の際の手續強化)

- 事業譲渡の際、地域共生に必要なことを伝えることは最低条件。

(認定事業者の責任明確化)

- 認定事業者の責任明確化について、委託元の責任については、どのように考えるか。
- 通常、外注先等が法令違反をした際、認定事業者が責任を負うかがどうかは個別の事案によるため難しい問題。責任の明確化の必要性は高いが、制度設計は慎重に行われるべき。
- 責任の明確化は重要だが、基本的には発電事業者の責任が原則。不具合やトラブルはEPCの設計に由来するところも大きい、だからと言って設計者責任を負わせることは太陽光発電の収支構造を踏まえるとやや過剰。良いEPCやOM事業者を分かり易く見せていくことも重要。

<その他事務局への指摘>

- バイオマス発電について、輸入チップとの関係で大規模バイオマスについて関連する業界団体の意見を聞くべき。
- 今般検討している認定手續の強化にあたっては、金融機関へのヒアリングを実施し、融資の実務との関係を整理するべき。
- 情報提供フォームに寄せられた風力関係の通報の内容を整理して頂きたい。

1. 立地状況等に応じた手続強化

2. 地域とのコミュニケーション要件化

3. 事業譲渡の際の手続強化

4. 認定事業者の責任明確化

再エネ特措法の認定と関係法令の許認可

- 現行制度においては、認定基準の内容として、条例を含む関係法令の遵守が求められている。
- しかし、認定の対象があくまで「事業計画」であることに鑑み、認定申請段階における各種関係法令の許認可取得までは求められておらず、関係法令を遵守することへの誓約を認定申請書において求めている。
- なお、仮に関係法令の許認可を取得せず事業を実施している場合は、認定取消事由となる。

再エネ特措法に基づく 認定基準

「再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。」
(法9条4項1号)

「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されたと見込まれるものであること。」
(法9条4項2号)

再エネ特措法施行規則 に基づく認定基準の 具体的内容

「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、関係法令(条例を含む。次項第一号及び次条第三号に該当するものを除く。)の規定を遵守するものであること。」
(施行規則5条1項14号)

「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令(条例を含む。)の規定を遵守するものであること。」
(施行規則5条の2第3号)

認定申請書における 具体的運用

認定申請書において関係法令遵守の誓約を求めるとともに、関係法令遵守に関する資料の提出を求めている。

立地状況等に応じた手続強化

- 森林伐採を伴う発電所設置に関しては、地域における懸念の声も大きく、実態として土砂流出等の問題が生じているなどの関係法令遵守が徹底されていないケースが発生している。
- こうした周辺地域の安全に懸念のある地域での設備設置に対しては、事前に許認可手続の取得を求めることが円滑かつ確実な事業の実施のために必要である。
- こうした背景から、再エネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会における提言においては、立地エリアに応じて、例えば、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等においては、関係法令の許認可取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定申請を認めないといった認定手続の厳格化等の対応を行うことが盛り込まれた。

<再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言抜粋>

「…再エネ特措法に基づく認定手続において、現状、立地状況等に応じた差異は設けられていないが、立地エリアに応じて、例えば、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等においては、関係法令の許認可の取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の申請や入札参加を認めないといった認定手続の厳格化等の対応を行うことが必要である。その際、温対法の促進区域への立地を促す観点から、促進区域が地域における合意形成を経て設定されることを踏まえて再エネ特措法に基づく認定手続を緩和するなど、何らか促進区域へのインセンティブとなるような形での連携も考えるべきである。」

第2回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG
資料7（山梨県提出資料）より抜粋

(1) 林地開発許可に関する事案

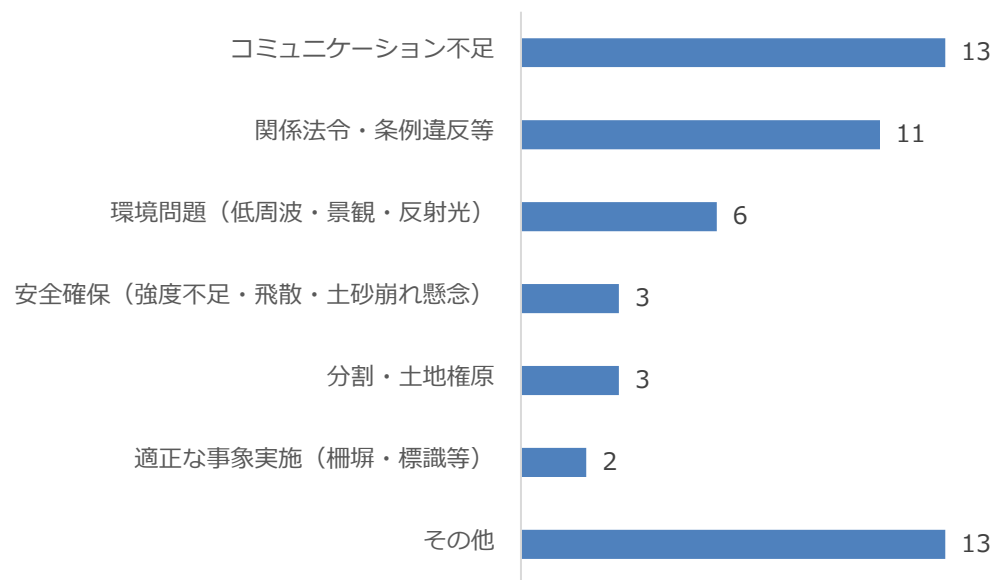
- ・ 林地開発許可の内容と異なる開発工事を行っている事実が判明
- ・ 防災施設の工事完了前に、売電を開始

⇒ 森林法違反の状況下で、売電を継続

(参考) 情報提供フォームへの通報案件（風力）について

- 2016年4月から2022年2月末までにあった風力発電事業に関する通報件数は46件。
- コミュニケーション不足や関係法令違反疑義に関する通報が多く寄せられている。

<情報提供フォームへの相談内容>



<具体的な通報内容の例>

（住民とのコミュニケーション不足）

- ・住民説明会において十分な質疑が行われておらず建設後の状況についても住民が不安なまま工事が進められている事案。
- ・事業計画立案段階など早期に地元住民とのコミュニケーションを図ろうとする姿勢がない事案。

（関係法令・条例違反等）

- ・海岸法に違反している事案。なお、調査の結果、騒音への配慮や標識設置もなされていないことが発覚した。
- ・造成工事に伴い伐採した樹木や発生した残土、産業廃棄物などを、区域外に搬出せず埋設しており、廃掃法違反の疑いがある事案。

※ 1つの相談内容を複数の項目でカウントしているため、総相談件数と一致しない

個別論点①：手続強化の対象となる許認可（案）

- 事業の予見性を担保する観点から、手続強化を図るにあたって要件化の対象となる許認可の範囲は明確にする必要がある。
- そこで、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下の許認可については、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であることから、FIT／FIP認定の申請要件化等の認定手続厳格化を行う必要はないか。

＜再エネ特措法における申請にあたり事前に取得を求める許認可＞

- ① 森林法における林地開発許可
- ② 宅地造成等規制法（盛土規制法）における許可
- ③ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可

- また、こうした認定手続厳格化については、電源毎の実情や関係法令の許認可の手続に配慮しつつ、原則全ての再エネ電源を対象としてはどうか。

(参考) 再エネ発電設備の設置に関する関係法令

第1回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生
ワーキンググループ資料3より抜粋

- 再エネ設備の設置に際しては、土地造成の安全性確保、電気設備の安全性確保、環境の保全など、地域のニーズや実情も踏まえつつ、各関係法令に基づいて多面的な観点から規制。
- 今後、再エネ発電設備の適切な導入及び管理に向けた施策の方向性について、関係省庁とも連携しつつ、検討を進めていく。

土地造成の 安全性確保

- **森林法【農水省】 都道府県が林地開発許可**
 - 太陽光パネルを含め、地域森林計画の対象となる民有林（保安林を除く）における**1ha超※の開発行為（盛土・切土等）を規制**
※令和5年度から、太陽光発電に係る林地開発は0.5ha超が規制対象
- **宅地造成等規制法※【国交省】 都道府県等が許可**
 - 太陽光パネルの設置に伴う工事も含め、**宅地造成工事規制区域内**で一定規模以上の盛土・切土を伴う**宅地造成を規制**
※令和4年5月に改正法が公布され、法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）とし、盛土等を行う土地の用途や目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する。
- **砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）【国交省・農水省（地すべり等防止法に限る）】 都道府県が許可**
 - 太陽光パネルの設置に伴う工事も含め、**砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊区域で特定の行為（切土・盛土等）を規制**

電気設備の 安全性確保

- **電気事業法【経産省】 国（地方監督部）が許認可等**
 - 太陽光パネルの**電気設備としての安全性を規制**

環境の 保全

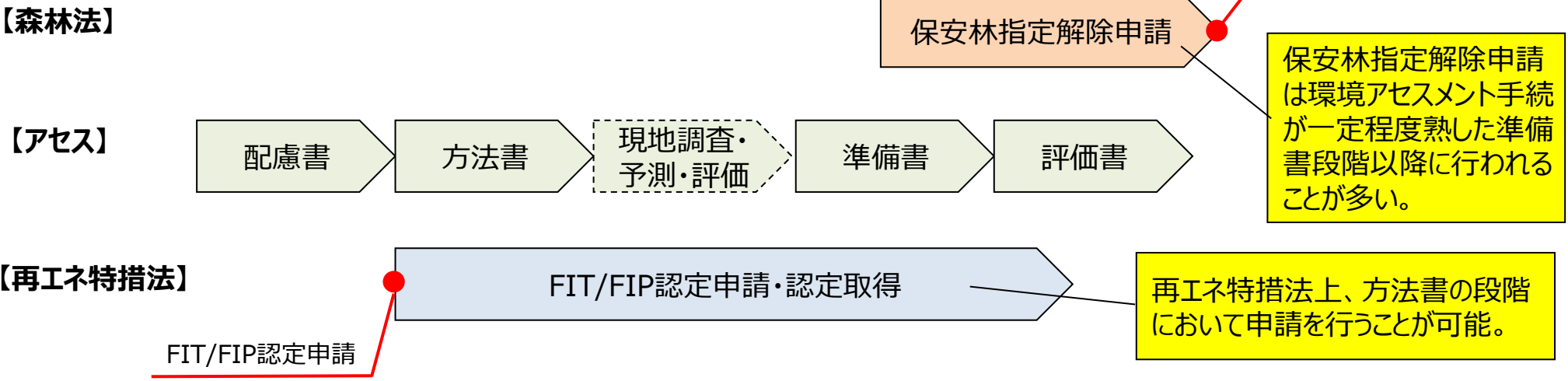
- **環境影響評価法及び電気事業法【環境省・経済産業省】事業者が環境配慮、国が許認可等**
 - **大規模な太陽電池発電所（3万kW以上）**を法の対象事業に指定（法の対象外の規模の事業も、各地方公共団体の判断によりアセス条例の対象）

※ 上記のほか、温泉法や自然公園法など、電源に応じて各種法令の規制の対象となる。

個別論点②：関係法令間の許認可手続における整合性への対応

- 許認可取得を申請段階で求めるにあたっては、安全確保と再エネの導入拡大を両立する観点や関係法令間の許認可手続における整合性の観点を踏まえた制度設計とする必要がある。
- 例えば風力案件について、現在の再エネ特措法においては、環境アセスメントの対象案件は、方法書段階において申請を行うことを可能としているが、その後の段階においてよりよい環境配慮の観点から発電設備の設置場所など事業計画の内容が変わる可能性がある。環境アセスメント手続が一定程度進行または完了したタイミング、すなわち計画内容が一定程度確定した後、当該計画の内容を踏まえた許認可申請を行うことが各許認可等の趣旨を踏まえて合理的である。

<森林法に基づく保安林指定解除手続の例>



(参考) 土地の使用権原を証する書類に関するルール

- 再エネ特措法上の認定申請時に必要となる土地の使用権原に係る書類の提出につき、条件付き認定によって、一定の場合に猶予期間を付与している。
- 具体的には、風力・地熱の環境アセスメント対象案件や、地方公共団体等が占有権を付与するような案件の場合、関係法令の許認可手続等に配慮し、一定期間内に必要書類を追完することを認めている。

原則： 認定申請時に土地の使用権原を有するまたは確実に取得できることを証する書類の提出が必要（売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等）。

例外①： 法または条例で環境アセスメントが求められている風力・地熱発電設備を設置する事業の場合は、譲渡又は賃貸証明書の添付があれば条件付きで認定する。

但し、認定日の翌日から起算して3年が経過した日を期限として、使用権原を有するまたは確実に取得できることを証する書類の提出が必要であり、当該期限までに提出がない場合は、合理的な理由がなければ認定が取消しになる。（所謂「**3年ルール**」）

例外②： 地権者が地方公共団体等公共機関の場合は、協議を開始している旨を証する書類の添付があれば条件付きで認定する。

但し、認定日の翌日から起算して180日（上記3年ルールの適用がある場合は3年）が経過した日を期限として使用権原を有するまたは確実に取得できることを証する書類の提出が必要であり、当該期限までに提出がない場合は、合理的な理由がなければ認定が取消しになる。

（所謂「**180日ルール**」）

個別論点②：関係法令間の許認可手続における整合性への対応（案）

- 開発までのリードタイムの長さや、土地の使用権原を証する書類に関するルールを参考に、例えば環境アセスメントの対象となる風力・地熱案件である場合は、今般新たに申請要件とする許認可を引き続き認定後に取得することを認めてはどうか。
- 但し、こういった案件については、今般の手続強化が周辺地域の安全に関するものであり、かつ原状回復が著しく困難であるものを対象としている事に鑑み、以下の条件を付した上での3年間の条件付き認定を行うこととし、土地の使用権原を証する書類に関するルールと併せて厳格な対応を行うこととしてはどうか。
 - － 環境アセスメント完了前や、環境アセスメント終了後であっても今般申請要件とする許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。
 - － FIT／FIP認定から3年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。
- また、再エネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会における提言において、「電気事業法において、工事計画や使用前自己確認結果の届出時に、関係法令の許認可等を行った者による工事等の完了確認を得ているかを確認するなど対応強化について制度的措置も含め検討する」とされており、併せて具体化を進めていく。

個別論点③：温対法の促進区域との連携（案）

- 温対法に基づく促進区域（地域脱炭素化促進事業の対象となる区域）は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従って定められる。
- 促進区域に関する制度は、**環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入を促進**するもの。促進区域の設定にあたっては、市町村は、国や都道府県が設定する環境配慮の基準に従って、地域の自然的社会的条件に応じて環境保全の適正な配慮が確保されるよう所要の検討が行われる。加えて、**環境保全以外の観点からの社会的配慮・社会的条件についても既存情報や関係行政機関からの情報を踏まえ適切に把握し、考慮することが求められる**。（例えば、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、関係法令等も考慮し、自然災害等に起因した土砂等の流出のリスクの高い箇所を回避するなど。）
- 以上より、促進区域に関する制度については、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化が図られており、地域や事業者にとっては再エネ事業の予見可能性が高まっていると考えられる。こうした特性を踏まえ、**再エネ特措法の認定申請における手続厳格化の例外として検討してはどうか**。

(参考) 温対法の促進区域設定にかかる基準

- 温対法上の促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従って定められる。

第1回再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 資料4より抜粋

国の基準（促進区域設定に係る環境省令）

- 市町村は、国や都道府県の基準に基づき、促進区域を設定する必要がある。
- 都道府県は、**促進区域の設定に関する基準（都道府県基準）**を定めることができる。
- 都道府県基準は、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき**国の基準（促進区域設定に係る環境省令）**に則して定める。

国の基準

促進区域から除外すべき区域	
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	自然環境保全法
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域（①）	自然公園法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法

市町村が考慮すべき区域・事項		
区域	国立公園、国定公園（左表①以外）	自然公園法
	生息地等保護区の監視地区	種の保存法
	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
事項	保安林（航行目標保安林を除く。）	森林法
	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
	騒音その他生活環境への支障	—

関係許認可取得に関する金融機関ヒアリング結果

- 本WGの委員から指摘のあった、立地手続の強化等による再エネ発電事業に対する融資への影響について、全国銀行協会を通じて個別の金融機関に対しヒアリングを実施。

- ✓ 再エネ発電事業に対する融資にあたっては、FIT認定だけでなく、関係法令による許認可全体を取得できているか確認したうえで、実行する。そのためFIT認定取得のみをもって融資審査を行ってはいない。現行でも関係許認可の取得後の融資実行という関係が前提となっているため、仮に一部の関係許認可を認定申請要件としたとしても融資タイミングに与える影響は僅少だと考えられる。
- ✓ 大規模案件を中心に行われるプロジェクトファイナンスだけでなく、事業会社に融資を行うコーポレートファイナンスにおいても資金使途が設備資金である場合、プロジェクトに係る関係許認可の取得は融資実行の前提。
- ✓ 事前の調査にかかる費用はプロジェクト紐づけの融資ではなく、自己資金やその他の資金調達で行うことが一般的。
- ✓ 融資との関係ではなく、事業者による事業性（スケジュール、採算等）に係る予見可能性の観点から、各種許認可同士の前後関係によっては、一定配慮する必要性があると考えられる。
- ✓ 関心表明等を含む融資審査にあたっては、FIT申請の有無が条件とされるとは考えづらい。

1. 立地状況等に応じた手続強化
- 2. 地域とのコミュニケーション要件化**
3. 事業譲渡の際の手続強化
4. 認定事業者の責任明確化

再エネ特措法の認定と地域とのコミュニケーションの関係

- 事業者の地域住民に対するコミュニケーション不足からトラブルが生じる例も報告されており、そのような背景を踏まえ、現行の事業計画策定ガイドラインにおいて、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることや、地域住民とのコミュニケーション方法につき自治体と相談した上で、説明会を開催するなど事業について地域住民の理解を得られるように努めることを定めている。
- なお、地域と共生した適切な再エネの大量導入を目指すという制度趣旨は全ての対象電源に共通するものであるため、全ての電源に係る事業計画策定ガイドラインにおいて、同様の努力義務を定めている。

（例）事業計画策定ガイドライン（太陽光・風力・バイオマス）抜粋

地域との関係構築

- ① 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。
- ② 地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても、自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。

地域とのコミュニケーション要件化

- 事業計画策定ガイドラインにおいて、地域とのコミュニケーションに努めることを定めている一方、資源エネルギー庁HPの情報提供フォームには、引き続き自治体や住民の方々から、**地元理解への懸念（説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分）**などの声が寄せられているところ。
- こうした現状を踏まえ、再エネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会における提言において、**一定規模以上の発電設備の場合にはあらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化することが盛り込まれた。**
- 地域への周知にあたっては、地域環境への影響や災害防止の措置など、地域への懸念に対する説明を行うことが重要である。

【情報提供フォームに寄せられた声】

事業実施に向けた土地開発が開始されたことによって、事業の存在を把握。ごく限られた一部の住民には説明を行ったと事業者は主張するが、開発前の早期のタイミングで適切に地元への説明を行ってほしい。

【再エネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言（抜粋）】

（地域における合意形成に向けた適切なコミュニケーション）

・説明会における説明事項等の整理を踏まえ、地域との適切なコミュニケーションを促すため、例えば再エネ特措法の申請にあたり、一定規模以上の発電設備の場合には、あらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど地域の理解や合意形成に向けた制度的措置について検討する。その際、環境影響評価法に基づく手続や温対法の促進区域制度における地域合意形成スキームとの連携も検討する。【経・環】

個別論点①：地域とのコミュニケーションのあり方

- 地域とのコミュニケーションには、地域の理解醸成に向けて、住民や自治体の同意取得や、説明会開催を含む周辺地域への事前周知など様々なあり方が考えられる。
- 再エネ特措法においてこういった対応を要件として求めるかについては、以下の点にも留意して検討すべきではないか。
 - 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入・管理のあり方に関する検討会において、地域の自治会合意や住民合意など、**私人の同意を事業実施の際の義務として求めることは、財産権の関係で慎重であるべき**との意見もあった。
 - **地域の実情や事業の特性によって、適切な周知・コミュニケーション方法は異なり**、一部の自治体において条例等で**実情に応じて追加的な対応**を行っていることに鑑み、一律に自治体関与を求めるのではなく、**引き続き自治体における裁量を尊重すること**も重要。
- 上記を踏まえると、**再エネ特措法においては、説明会開催を含む周辺地域への事前周知をFIT／FIPの認定申請要件として国が一律求める**ことが適切ではないか。

（参考）地域とのコミュニケーション促進のための手法

- 現行の事業計画策定ガイドラインにおいては、説明会を開催するなど事業について地域住民の理解を得られるように努めるよう定めている。このように説明会の開催を一律に求めている理由は、**周辺住民への事前周知の手法は多種多様であるところ、事業者や事業の特性に応じて適切な事前周知方法は異なり、現に様々な手法が講じられているため**である。

【地域とのコミュニケーション促進のための様々な手法】

地域コミュニケーション手法として、以下の手法などがとられることがある。

- ① 周辺住民への説明会開催
- ② 周辺住民を交えた現地視察会や見学会の開催
- ③ 地域のキープレイヤーへの定期的な相談・報告
- ④ 発電所の意義を説明する講演会開催
- ⑤ 自治会、町内会への挨拶周り
- ⑥ 回覧板、メールやビラを通した通知 等



説明会開催の例

＜第2回再生可能エネルギー長期電源化・
地域共生WG 資料3より抜粋＞

個別論点②：対象範囲の考え方

- 地域とのコミュニケーションの要件化にあたっては、周辺住民に及ぼし得る影響の程度等を踏まえて、事業規模や設置形態別に、地域の実態にあわせて事前周知を求めることとしてはどうか。
- 具体的には、以下のような考慮要素を踏まえて、周辺住民や周辺環境へ影響を及ぼす可能性が高い事業については、より厳格な手続（例えば一定の要件を満たす説明会の開催）を求め、可能性が低い事業については、柔軟な手続を求めることとしてはどうか。
 - － **電源の規模**：例えば50kW以上の高圧の電源は、周辺住民や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高い。但し、小規模の電源であっても、複数の電源が至近距離内に集合する場合は、周辺住民・環境へ及ぼし得る影響の程度を一体的に検討する必要がある。
 - － **電源の設置場所**：土砂災害警戒区域など、災害の影響が及ぶおそれが特に高いエリアや、住民の生活環境に近いエリアは、周辺住民・環境に影響を及ぼす可能性が高い。
 - － **電源の設置形態**：例えば屋根設置太陽光は、原則として影響が及び得る範囲は当該屋根の建物を使用する者に限定されと考えられ、野立て太陽光と比べて、周辺住民への配慮の必要性が低い。
 - － **他制度の対象エリア**：温対法に基づく促進区域に関する制度など、他法令において既に周辺住民との調整が図られる手続が含まれている場合は、当該手続における周知内容が再エネ特措法上の説明会要件等を充足している場合には事業者負担軽減の観点から柔軟な対応が必要。
- 柔軟な手続として、以下などが考えられる（引き続き実態も踏まえ検討を進める）。なおその場合でも、説明会開催などより厳格な手続の実施を引き続き努力義務として求める。
 - － 事業計画内容等一定の項目を掲載した標識の事前設置
 - － 事業計画内容をHPやビラに掲載し、事前公表する手法 等

対象範囲の考え方（案）

- 対象範囲としては、電源の規模をベースとしつつも、立地の状況や関係法令等における対応とも連動したものとするべきではないか。

事前周知の要件化対象



説明会開催を要件として求める範囲

高圧・特高など
大規模電源

その他の事前周知手法を求める範囲

低圧など
小規模電源

特段の要件化なし

住宅用太陽光
（～10kW）

但し、以下の場合は事前周知を要件化しないが努力義務として求める：

- ・屋根設置の事業
- ・温対法に基づく促進区域に関する制度において、地方公共団体実行計画協議会等を通じて個別事業の協議がFIT/FIP認定申請前に行われ、再エネ特措法での説明会要件を充足する場合
※FIT/FIP認定申請後に行われる予定の場合は、原則とおり別途事前の説明会開催を要件として求める。

但し、以下の場合は事前周知を要件化しないが努力義務として求める：

- ・他法令において別途事業内容に関する説明会がFIT/FIP認定申請前に行われ、再エネ特措法での説明会要件を充足する場合
※当該説明会がFIT/FIP認定申請後に行われる予定の場合は、原則とおり別途事前の説明会開催を要件として求める。

但し、以下の場合は説明会開催を求める：

- ・複数案件を一体として評価すべき場合
※同一事業者が同一市町村内で複数の事業を行い、その合計が50kW以上になる場合等
- ・土砂災害警戒区域など災害の影響が及ぶおそれが高いエリアの場合
- ・自然環境・景観等を考慮した保護エリアが条例に定められており当該エリア内の場合

(参考) 自治体の条例におけるコミュニケーションに関する規定 (例) ①

- 各自治体における条例では以下のようなコミュニケーション手法を要件とすることが規定されている。

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例

第5条

太陽光発電事業実施予定者は、太陽光発電事業計画の案を作成し、規則で定めるところにより、次に掲げる自治会その他の地縁による団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下この条及び第10条第1項において「自治会等」という。)に対する説明会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 当該太陽光発電事業計画の案の事業区域の全部又は一部をその区域に含む自治会等
- (2) 当該太陽光発電事業計画の案に基づき太陽光発電事業を実施することにより自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上影響を及ぼすと知事が認める区域の全部又は一部をその区域に含む自治会等

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則

第5条

条例第5条の規定による太陽光発電事業計画の案の説明会は、次に掲げる方法その他知事が適当と認める方法により行わなければならない。

- (1) 公民館その他の集会施設において行うこと。
- (2) 自治会等ごとに1回以上行うこと。
- (3) 自治会等の区域内の住民の参加が見込まれる日時及び場所を選定すること。
- (4) 太陽光発電事業計画の案の説明を行うことについて印刷物の配布その他適切な方法により周知を図ること。
- (5) 住民の求めに応じて太陽光発電事業計画の案又はその概要を記載した書面が提供されること。
- (6) 説明の方法が住民の理解を深めるよう配慮されたものであること。

(参考) 自治体の条例におけるコミュニケーションに関する規定 (例) ②

- 各自治体における条例では以下のようなコミュニケーション手法を要件とすることが規定されている。

那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例

(説明会の開催)

第9条 設置事業者は、前条第1項の規定による協議が終了したときは、近隣住民等に対し事業計画の周知を図るため、事業区域の公衆の見やすい場所に標識を設置するとともに、当該標識を設置してから14日を経過した日以後に近隣住民等に対して当該事業計画に関する説明会を開催しなければならない。ただし、市長が説明会を開催することが困難であると特に認めるときは、この限りでない。

2 設置事業者は、設置しようとする太陽光発電設備の出力の合計が20キロワットに満たないときは、戸別訪問その他適当な方法をもって近隣住民等に事業計画を周知することにより、前項に規定する説明会の開催に代えることができる。

説明会に関する要件のイメージ

- 事業者が適切な説明会を開催するよう、また事業者の予見性を確保するため、説明会開催の周知方法や説明会において共通して求める内容については、あらかじめ施行規則・ガイドライン等において定める必要がある（ガイドラインにおいては、事業者から自治体への相談などを引き続き努力義務として求める）。
- なお説明会開催につき虚偽申請があり、説明会で求める要件を満たさないことが認定後に発覚した場合は、指導等を行い、それでも改善しない際は当該認定を取り消す。

<説明会に関する要件のイメージ>

実施時期	開催の案内方法	説明範囲	説明内容	その他
・ 申請日までに開催すること。	・ 案内内容（開催日時・場所）、案内時期（説明会開催の2週間前まで等）などの要件を充足すること。 ・ 開催案内を実施したことを証する書類を認定申請時に添付すること。 ・ 地域の実情に応じた適切な手段により実施すること。 例) ・ ポスティング ・ 回覧板掲載 ・ HP掲載	・ 電源種、事業、規模、設置場所等に応じて設定される要件を充足すること。	・ 事業計画内容の他、関係法令遵守状況及び土地取得状況に関する事項・事業に関する工事概要・関係者・事業の影響と予防措置等などの項目について説明すること。 ・ 質疑応答の時間を設け、質問に対して回答すること。 ・ 説明会開催を証する書類（議事録、出席者名簿、配布資料等）を認定申請時に添付すること。	・ 認定を取得しようとする事業者が出席すること。 ・ 説明会後も説明事項に変更があれば、内容に応じて再度周知を行うこと。

1. 立地状況等に応じた手続強化
2. 地域とのコミュニケーション要件化
- 3. 事業譲渡の際の手続強化**
4. 認定事業者の責任明確化

事業譲渡の際の手続強化

- 現行制度では、認定事業の譲渡があった場合は変更認定申請を行うこととされている。事業者が交代する場面においては、新規で事業を開始する場合と同様のトラブルが発生し得るところ、現に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案が生じている。
- そのため、事業譲渡の変更認定において、関係法令に違反している等認定基準に違反している案件については認定不可とするなど、厳格な対応を行う必要がある。
- 加えて、事業譲渡の際に必要な変更認定申請においても、周辺住民への周知を求めるなどの手続の強化を図ってはどうか。なお、現行制度においても変更認定申請においては新規認定と同等の要件が準用されている。

<再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（抄）>

（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2～3（略）

4 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～七（略）

5～7（略）

（再生可能エネルギー発電事業計画の変更等）

第十条 認定事業者は、前条第二項第三号から第七号までに掲げる事項若しくは同条第三項に規定する事項を変更しようとするとき又は同項に規定する事項を追加しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2～3（略）

4 前条第四項（第五号イ及びハを除く。）から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

5（略）

個別論点①：事業譲渡の規制態様

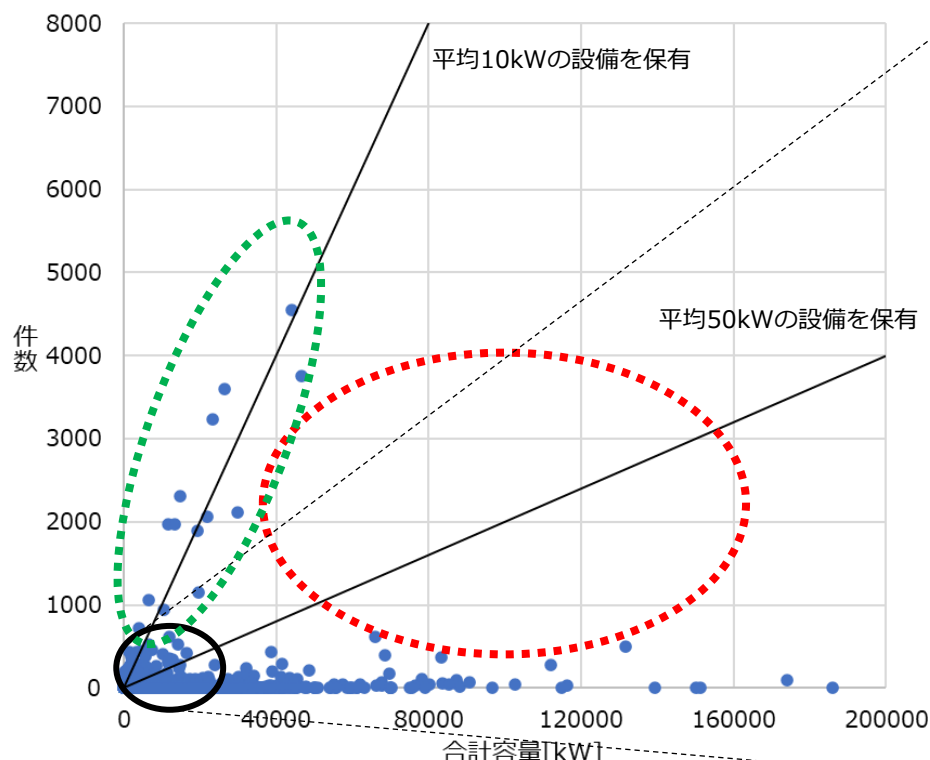
- 事業譲渡の規制態様として、認定事業の譲渡そのものを禁止することも考えられる。しかし、以下の理由から事業譲渡自体を禁止することは慎重に考える必要がある。
 - － 再エネ特措法は、再生可能エネルギー発電事業のにつき、認定基準を遵守した認定計画に対して、権利を付与することによって、再生可能エネルギー源の利用の促進を目的とした法であり（同法第1条）、発電事業そのものを規制する法ではないうえ、認定の対象は事業計画であって事業者ではない。再エネ特措法において、発電事業の譲渡自体を禁止することは法の目的を逸脱していると考えられないか。
 - － 事業者には営業の自由及び財産権が保障されており、こうした重要な権利に対して公権力が事業譲渡自体の禁止などの極めて強度な制限を加えるためには、相応の理由が必要。こうした理由を考慮せず認定計画や関係法令を遵守する新たな事業者に対して一律に事業譲渡自体を禁止することは慎重に検討するべきではないか。
 - － 再エネの地域と共生した長期電源化の観点からは、例えば独立して各地に存在する低圧事業用太陽光などは、中長期的に地域と共生する責任ある事業者などに対して集約化を促すなどしていくことも必要。こうした適切な主体に対する事業譲渡は望ましく、事業譲渡自体の禁止ではなく、適切な事業譲渡を促す制度設計を検討するべきではないか。
- そこで、認定申請段階と同様に、事業譲渡による変更認定申請段階における手続厳格化を通して規制するべきではないか。例えば説明会開催等による事前周知を申請要件化した上で、追加的な説明項目の検討も必要（例えば、譲渡前の運用が譲渡後も引き継がれることにつき住民の理解を得る必要があるなど）。

(参考) 太陽光FIT認定事業者の現状

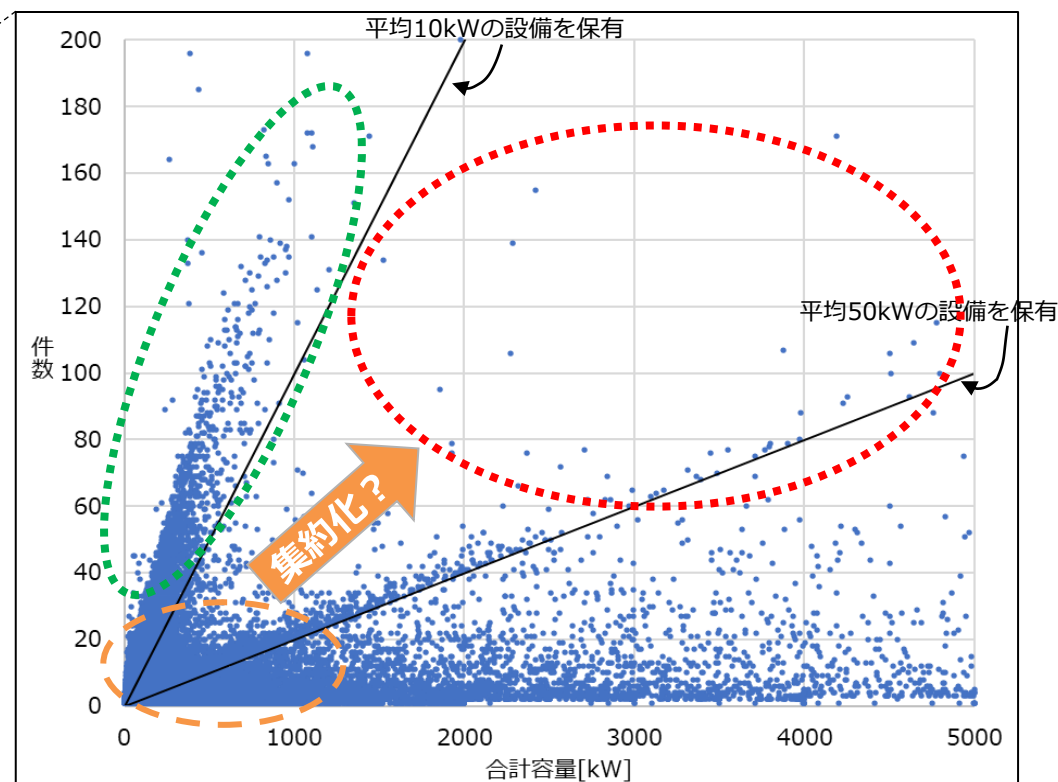
第42回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料1 (2022年6月)

- 太陽光発電のFIT案件は10~50kWの低圧事業用太陽光が多く、これらが独立して各地に存在している状況。平均10kW程度の住宅用太陽光を集約しているハウスメーカー等（**緑**）は一定程度存在するものの、低圧事業用太陽光を多く保有する認定事業者（**赤**）は限定的。
- こうした状況を踏まえれば、長期電源化を促す手段として、発電事業者による自発的な追加投資・再投資に加えて、低圧事業用電源の集約化促進などの方法も考えられるか。

＜太陽光認定事業者の状況＞
(8000件以下、合計20万kW以下)



＜太陽光認定事業者の状況＞
(200件以下、合計5000kW以下)



(出典) FIT認定データより資源エネルギー庁作成

※大型案件はSPCを設立する場合が多く、案件ごとに事業者が異なっているが実態としては同一とみなせるケースがあることには留意が必要。

個別論点②：実質的支配者変更の場面における規制

- 事業譲渡の場面において周辺住民への説明が徹底されない場合、譲渡前の運用が譲渡後も引き継がれるかどうか分からない点や、そもそも運営主体が分からない点で周辺住民にとっての不安要素となり、トラブルの原因となり得る。
- 再エネ発電事業は、特別目的会社（SPC）を経由して行われるケースが存在するところ、こうした懸念は、SPCなどの事業者の実質的支配者が変更となる場面においても同様に当てはまる。そこで、実質的支配者の変更など事業譲渡以外の場合においても一定の要件を満たす場合は同様の規制を適用する必要はないか。この際の要件等については更なる検討が必要ではないか。

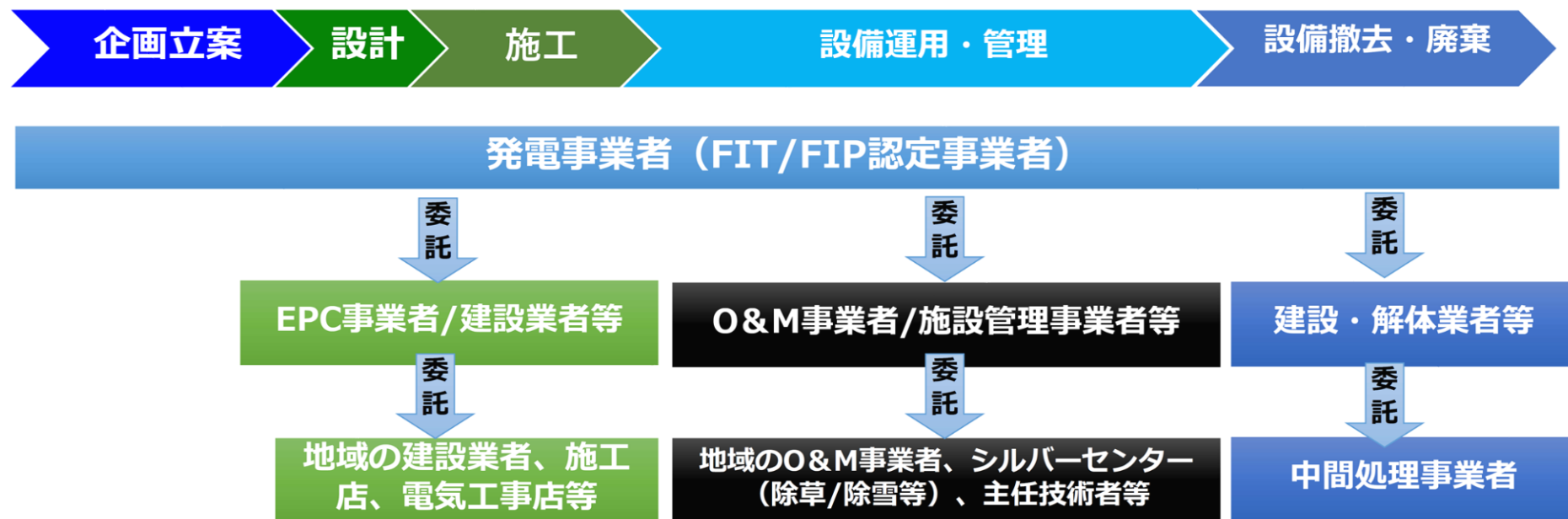
1. 立地状況等に応じた手続強化
2. 地域とのコミュニケーション要件化
3. 事業譲渡の際の手続強化
4. **認定事業者の責任明確化**

認定事業者の責任明確化

- 現行制度では、再エネ発電事業の全てを認定事業者が自ら行うことは求められておらず、事業の一部又は全部の委託・再委託が許容されており、実際に委託・再委託がなされているケースが少なくない。
- 例えば認定事業者が都市部に、設備自体が地方に所在する場合において、認定事業者が地方の地元企業に対して発電事業を委託する場合に、より地元に着した形での事業遂行が可能となるなど、こうした委託・再委託による事業遂行の形態には、一定のメリットが認められる。

第2回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ資料1（JPEA提出資料）より抜粋

FIT/FIP認定事業者（発電事業者）が設計・施工から設備撤去までを自前で実施するケースもあるが、各段階において専門の事業者へ委託するケースが多く一般的である。以下は一般的な例。



認定事業者の責任明確化

- 現行制度では、事業規律の対象は「認定事業者」であるため、委託先・再委託先が認定計画・認定基準に違反した場合における認定事業者の責任を明確化させる必要がある。
- そこで、委託先・再委託先も認定基準・認定計画を遵守するよう、認定事業者に委託先・再委託先に対する監督義務を課し、監督義務不履行があった場合は、認定事業者に対して認定取消などの措置をとり得ることとしつつ、ガイドラインにおいて認定事業者と委託先間の契約に含めるべき事項（定期報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意等）を定めてはどうか。
- また、こうした行政処分を行うに当たって、必要となる報告徴収・立入検査を実施することも必要ではないか。

以下のとおり、再エネ特措法上の指導・助言及び処分の名宛人は「認定事業者」と定められている。

<再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（抄）>
(改善命令)
第十三条 経済産業大臣は、認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

<監督義務のイメージ>

